

○立命館宇治高等学校学業奨励奨学金規程

2002年1月16日

規程第498号

(名称)

第1条 立命館宇治高等学校（以下、本校という。）に「立命館宇治高等学校学業奨励奨学金」（以下、奨学金という。）を設ける。

(目的)

第2条 この制度は、学業成績が著しく優秀な者から奨学金受給者（以下、奨学生という。）を決定し、学業を奨励することを目的とする。

(募集)

第3条 奨学生の募集については、この規程によるほか、第6条に定める選考委員会において必要な事項を決定する。

(出願資格)

第4条 奨学生に出願できる者は、本校への入学を熱望し、以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校の3年間の成績が著しく優秀で、高い外国語運用能力または理科・数学に高い能力を有し、本校の国際化教育を推進するうえで生徒のリーダーとなりうる資質を有している者

(2) 入学試験（学科試験区分）における成績上位者

(出願手続)

第5条 奨学生に出願する者は、所定の書類を期日までに本校校長に提出しなければならない。

(選考委員会)

第6条 選考委員会（以下、委員会という。）を本校におく。

2 委員会は、奨学生の決定及び奨学生の取り消しならびに奨学金の返還の審査を行う。

3 奨学生の選考は、提出された所定の書類の審査により行う。

4 委員会は以下の構成とする。

委員長 校長

委員 副校長、教頭、事務長、校長が指名する者

(給付人数)

第7条 奨学生は、募集年度の入学生の中から18名以内とする。

2 この奨学金は、他の奨学金との重複を妨げない。

(給付手続)

第8条 奨学生に決定した者は、別に定める給付手続書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(給付金額および給付時期)

第9条 奨学金は、各年度1名につき500,000円を給付する。

2 奨学金は、継続給付基準を満たした者に3年生まで毎年継続して給付する。

3 奨学金は、新入生は4月に、在校生は選考委員会が継続給付を決定した後に、それぞれ給付する。

(報告)

第10条 第6条第2項の奨学生については、生徒の氏名等を一貫教育委員会に報告しなければならない。

(取消)

第11条 奨学生が、次の各号の一つに該当する場合には、委員会は奨学生の決定を取り消し、奨学金の全部または一部の返還を求めることできる。

- (1) 傷痍傷病などのために就学の継続が不可能なとき
- (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき
- (3) 懲戒処分を受けたとき
- (4) 虚偽の申請あるいは不正な方法により奨学金の給付を受けていたとき
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき

2 前項第2号にもとづき学業成績が不良となり奨学生の決定を取り消された者のうち、委員会が成績の回復を認めた者については、奨学生の資格を回復させ、奨学金を継続して給付することができるものとする。

(返還)

第12条 前条第1号から第5号により決定を取り消され返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して1カ月以内に返還しなければならない。

(内規)

第13条 選考基準、継続給付基準、その他必要な事項は別に定める。

第14条 (削除)

(規程に改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行し、2002年度入学生から適用する。

附 則（2003年10月15日奨学金給付時期の変更および奨学生資格の回復措置に伴う一部改正）

この規程は、2003年10月15日より施行し、2003年度在學生より適用する。

附 則（2006年1月25日奨学金給付人数の変更に伴う一部改正）

この規程は、2006年度入学生から適用する。

附 則（2007年2月21日 出願資格の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行し、2008年度入学生から適用する。

附 則（2008年3月12日 組織改革に伴う一部改正）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年6月25日出願資格の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2008年6月25日から施行し、2009年度入学生から適用する。

附 則（2015年11月18日奨学金給付人数の変更に伴う一部改正）

この規程は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。